

## 粉じんの規制基準(茨城県生活環境の保全等に関する条例)

つくば市環境保全課

対象施設: 大気汚染防止法に規定する「一般粉じん発生施設」  
茨城県生活環境の保全等に関する条例に規定する「粉じん特定施設」

### 1 粉じんの排出基準

粉じんの量(1立方メートルにつき)	
排出口	敷地境界線上
15ミリグラム	1.5ミリグラム

備考

- 測定方法は、重量濃度測定法(試料の採取は、排出口においては日本工業規格Z8808に定める方法、敷地境界線上においては濾過捕集法による。)とする。
- 粉じんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均量とする。

### 2 粉じんに含まれる特定物質の排出基準

特定物質	粉じんに含まれる特定物質の量(1立方メートルにつき)	
	排出口	敷地境界線上
シアン化合物	(シアンとして)5ミリグラム	(シアンとして)0.5ミリグラム
ふっ素化合物	(ふっ素として)2.5ミリグラム	(ふっ素として)0.25ミリグラム
マンガン	5ミリグラム	0.5ミリグラム

備考

- 測定方法は、次に掲げる方法(試料の採取は、排出口においては日本工業規格Z8808に定める方法、敷地境界線上においては濾過捕集法による。)とする。
  - シアン化合物 イオン電極法又は4-ピリジンカルボン酸-ピラロゾン吸光光度法
  - ふっ素化合物 ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法又はイオン電極法
  - マンガン 原子吸光法またはICP発酵分析法
- 粉じんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均量とする。